

環境教育に関する取組について

平成23年10月21日
文部科学省

◎ 学校における環境教育の取組について

1. 学校教育における環境教育の位置付け

- 環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにすることが重要。
- このため、学校教育においては、①社会科、理科、家庭科などの各教科等における環境に関わる内容の充実を図るとともに、②「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

(主な取扱い例)

- ・環境に関する知識・理解……社会科、理科、家庭科などの教科、総合的な学習の時間
- ・環境に関する体験活動……総合的な学習の時間、特別活動など
- ・自然を大切にしようとする心情……道徳など

(具体的な取扱い例)

循環型社会の形成にかかる環境への配慮等については、社会科や家庭科などで児童生徒の発達の段階に応じ指導することとしている。

- ① 小学校3、4年の社会科で、「廃棄物処理と自分たちの生活や産業とのかかわり」について、地域の廃棄物処理方法を調査し、廃棄物処理が果たす役割や意味を考えさせ、廃棄物を資源として活用すること。

- ② 中学校社会科の公民的分野で、「地球環境、資源・エネルギー問題」について、課題学習を行い、資源循環型社会への転換を図るための省資源、省エネルギー及びリサイクルなどの必要性に気付かせ、自らの生活を見直し、これらの課題について考え続けること。

- ③ 高等学校の家庭科で、身近な生活の中から環境問題に関わる物資・サービスの選択、購入、活用や生活の仕方を点検し、生活意識や生活様式を見直し、環境負荷の少ない生活を目指し環境に調和したライフスタイルを確立すること。

2. 学校における実践事例

(取組事例)

A市B小学校「ごみ減量大作戦」

- ・総合的な学習の時間で実施。
- ・4年生は、ごみ処理場を見学してごみについて調べたり、リサイクル体験(牛乳パック、古布のコサージュ作り、廃油の石けん作り)や資源ごみの回収を行う。

C市D中学校「Recycle-地球環境-」

- ・生徒会活動(特別活動)を中心に実施。
- ・電気・水道の使用量を示すグラフを作成することにより、使用量削減に向けた呼びかけ活動を実施するとともに、エコキャップ推進運動に賛同し、ボトルキャップを回収するための回収箱を玄関に設置している。

(取組事例)

E県F高等学校「地球環境保全のための活動」

- ・地域の清掃活動やエコスクール活動(特別活動)とエネルギー環境学習(総合的な学習の時間)を結びつけて取組み、地球環境保全のために活動する生徒の育成を目指している。
また、理科や公民科、家庭科などでも実施している。
- ・通学路・学校の近くにある河川の清掃活動
- ・ゴミ分別・ペットボトルキャップを集めポリオワクチンに交換
- ・エコツーリズム(間伐体験・バイオマスに関する学習)
- ・廃油セッケンやアクリルたわしの製作
- ・近くの川や池の水質検査・生物観察

◎ 社会教育における環境教育の取組について

1. 社会教育における環境教育の位置付け

- 豊かな環境を維持しつつ、持続可能な発展ができる社会を構築するためには、広く国民全体で環境の保全に取り組むことが重要。このため、学校、家庭、地域が連携し、子どもから大人まで一人一人が、環境に対する理解と関心を深め、具体的な行動に結びつけられるような環境教育を推進することが重要。
- 公民館等の社会教育施設においては、従来、環境教育を含む現代的な課題に取り組む学級講座等が行われてきたところ。

(参考)

学習内容別学級・講座数(平成20年度社会教育調査)

自然保護・環境問題・公害問題 730

資源・エネルギー問題 77

計807/140,100(約0.6%)

2. 社会教育における環境教育の実践事例

(取組事例)

G県H市役所 「ゴミ減量活動と温暖化防止」

・広く一般市民を対象に、以下のような講演や体験実習を実施。

- ・講演「3Rはゴミ減量化および地球温暖化防止の第一歩」
- ・体験実習
 1. 人間のパワーと電気器具の消費電力
 2. CO2濃度測定
 3. ソーラークッカーで調理とエコノート
 4. ごみはどこへ行ったーごみ分別と最終処理

I市J区公民館 「I区市民大学『大人の雑学』」

・区役所職員や電力会社職員等が講師となり、広く一般市民を対象として、以下のような講演を実施。

- ・講演「地球環境について考えてみませんか」ごみのこと
- ・講演「地球環境について考えてみませんか」エネルギーのこと

◎ 環境教育充実のための主な施策について

1. 環境教育実践・普及

(1) 環境のための地球学習観測プログラム（GLOBE）事業

- 米国が提唱した学校を基礎とした環境科学及び環境教育に関する国際的なプログラムへの参加
- 全国15校を指定（現在第9期、平成23～24年度）

(2) 環境教育・環境学習指導者養成基礎講座

- 環境教育リーダー研修基礎講座
環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者に対する講習会を開催

(3) 環境教育に関する実践発表会

- 全国各地の環境教育の優れた実践の発表及び情報交換等を行う

2. 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進

エコスクールは、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備し、環境教育の教材として活用するものである。これにより、学校が児童生徒だけでなく地域にとっての環境・エネルギー教育の発信拠点になるとともに、地域における地球温暖化対策の推進・啓発の先導的な役割を果たすことが期待されている。（新エネルギー設備、木材利用、断熱化などの整備）

3. 社会教育による地域の教育力強化プロジェクト

環境教育など、行政だけではなく地域やNPO等の民間が主体となって課題解決に取り組むべき重要なテーマを指定して、地域の課題解決につながる仕組みづくりのための実証的共同研究を行い、地域が課題を解決する力の強化を図る。

【参考1:「教育基本法」(抄)】

教育基本法(平成十八年十二月二十二日法律第二十号)

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～三 (略)

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 (略)

【参考2:「学校教育法(抄)」】

学校教育法 (平成十九年六月二十七日法律第九十八号)

(義務教育)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 (略)

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 (略)

◎ 環境教育推進法の改正について

1. 改正の経緯等

○国連におけるESDの動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させるため、平成23年6月に環境教育推進法の改正法が成立。(平成24年10月全面施行予定)

2. 基本理念等の充実

○改正法では、基本理念・定義規定に、生命を尊ぶこと、経済社会との統合的発展、循環型社会形成等を新たに追加。(改正法第2条及び第3条)

3. 今後のスケジュール

○来年10月の改正法の全面施行に向けて、本年10月より、環境教育等推進専門家会議を開催し、本改正の趣旨を踏まえた環境教育等の推進に関する基本方針の見直しを行う予定。

【参考3:「環境教育等促進法」(抄)】

◆環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(平成十五年七月二十五日法律第百三十号)

(※下線部が改正部分)

(定義)

第二条 この法律において「環境保全活動とは、地球環境保全、公害の防止、生物の多様性の保全等の自然環境の保護及び整備、循環型社会の形成その他の環境の保全(良好な環境の創出を含む。以下単に「環境の保全」という。)を主たる目的として自発的に行われる活動をいう。

2~4 (略)

(基本理念)

第三条 環境保全活動、環境の保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること並びに地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、対等の立場において相互に協力して行われるものとする。

2・3 (略)